

## 相続人代表者（兼現所有者）届出書

坂 井 市 長 殿

年 月 日

地方税法第9条の2第1項の規定により、被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を下記のとおり指定したので届け出ます。また、坂井市固定資産課税台帳に登録されている被相続人所有の物件（共有も含む）がある場合は、坂井市税条例第74条の3の規定により下記のとおり申告します。

相続人代表者 (申告者)	住 所				
	フリガナ			被相続人との続柄	相続分
	氏 名				/
	生年月日	年 月 日	電話番号	—	—
被相続人	住 所				
	氏 名				
	本 籍				
	死亡年月日				
代表者以外の相続人	フリガナ 氏 名	現 住 所	被相続人との 続柄	相続分	
				/	
				/	
				/	
				/	
				/	
税 目	<input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 市・県民税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税				
備 考					

※ 納税通知書は、相続人代表者の方に送付します。

※ 相続分は、確定している場合のみご記入ください。

※ 相続放棄をした場合には、家庭裁判所が発行する「相続放棄受理通知書」の写しを必ずご提出ください。

《固定資産をお持ちの方へ》

※この届出は相続する資産の所有権を決定するものではありません。固定資産税については、該当する資産(相続する資産)の相続登記(名義変更)が完了するまでとなります。

※相続の登記があった場合、この届出において指定した方以外の方を代表者として納税通知書等を送付させていただく場合があります。